

「令和3年度施策に関する提案（案）」について

令和2年5月28日
総務局

1 趣旨

令和3年度政府予算案や施策への本県主張の着実な反映を目指すため、国と連携・協力が必要なものについて、次の提案方針に基づき提案活動を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する提案についても、併せて実施する。

【提案方針】

提案方針	提案基準
1 本県（地域）の重点課題や、「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づく施策の推進上、ボトルネックとなる課題に対応するもの	令和3年度政府予算案や施策に向け提案すべき優先度の高い、次の視点に立った施策等
2 国において法律・制度等の制定・改正等を検討しているもので、本県施策の推進に影響があるもの	① 県政運営の基本方針に掲げる施策 ② 法律・制度改正が検討され、本県に重大な影響のあるもの

2 提案内容

- (1) 令和3年度施策に関する提案（案）
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する提案（案）

3 提案活動

- 県選出国會議員への説明
日時：令和2年6月11日（木）午前8時30分～
場所：WEB会議
- 各省庁への提案活動
東京事務所職員から関係省庁へ提案書を手交

令和3年度施策に関する提案 項目

提案事項	提案概要	所管委員会	頁			
1 創造的復興による新たな広島県づくり	(1) 被災者の生活支援・再建	生活福祉保健	2			
	(2) 住民の主体的な避難を促す取組の推進		3			
	(3) 復旧・復興を支えるリソースの確保・充実		4			
		(4) 登記手続の緩和及び適正な土地管理のための取組の推進	農林水産 建設	5		
		(5) 公共土木施設等の強靱化		6		
		(6) ため池の総合対策	農林水産	7		
		(7) 水道施設の強靱化	生活福祉保健 建設	8		
2 地方創生の推進	(1) デジタルトランスフォーメーションの推進 新規 ・地域におけるDX人材の育成・確保に関する支援 等	総務	9			
	(2) 人づくり革命の推進 ○ 妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポート体制の構築 ○ 幼児教育・初等中等教育に係る質的向上と量的拡大 ○ 学びのセーフティネットの構築	総務 生活福祉保健 文教	13			
				(3) 地方の産業競争力の強化 ① Well-to-Wheel 評価による取組の加速 ② DMOによる観光地経営の推進 ③ 暖冬により観光産業が被っている影響への支援 新規 ・軽油引取税の課税免除の特例措置の延長 等	警察・商工労働	17
						18
	20					
(4) 農業の競争力強化 一部新規 ・農地中間管理事業に係る農業生産性向上の評価	農林水産	21				
3 東京一極集中の是正	(1) 企業等の地方移転の促進	警察・商工労働	23			
	(2) 新たな過疎対策法の制定	総務	25			
	(3) 地方分権改革の一層の推進		26			
	(4) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組 新規 ・「転入届」・「転出届」等に、移動理由等の調査項目を追加		27			
4 安心・安全な暮らしづくり	(1) 医療提供体制の確保	生活福祉保健	28			
	(2) がん検診受診率の向上に向けた取組		31			
	(3) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援 新規 ・鉄道事業法制度について処理手続きの見直し 等	総務	32			
	(4) 空き家対策の強化 新規 ・空き家除却の国庫補助要件撤廃、補助対象・補助率の拡充 等	建設	33			
	(5) 建築物の耐震化の促進	生活福祉保健 建設	34			
	(6) 外国人材の受入・共生	総務 警察・商工労働	36			
	(7) 米軍機による低空飛行訓練の中止等	総務	38			
5 地方税財源の充実強化	(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等	総務	39			
	(2) 市町の財政基盤の強化		41			
	(3) 水道事業の広域連携の推進	総務 生活福祉保健	42			
	(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保	建設	43			
6 社会資本整備の推進	(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保	農林水産 建設	45			
	(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進		46			
	(3) 社会資本の適正な維持管理の推進・強化	建設	50			
	(4) 道路ネットワークの整備促進等		51			
	(5) 交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進		55			
	(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化		56			
	(7) 空港活性化に向けた経営改革の推進等		59			
7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等	(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化	生活福祉保健	61			

※別途、新型コロナウイルス感染症対策に関する提案



令和3年度施策に関する提案 (案)

令和2年6月
広島県

広島県の行政施策の推進につきましては、かねてより格別の御高配をいただき、厚くお礼を申し上げます。

平成30年7月豪雨では、発災直後から復旧・復興に向け、砂防・治山など大規模な直轄事業の実施や、令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算による財政措置など迅速な支援を賜り、感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、速やかに補正予算を成立させていただくなど、感染拡大防止に向けて全力で取り組んでいただいております、重ねて感謝申し上げます。

本県では、被災された住民の皆様の一日も早い日常の回復が図られるよう、「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」の達成に向けた取り組みを進めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国の緊急経済対策も活用して県として補正予算を成立させるなど、感染拡大防止対策と医療提供体制の確保、経済的な影響を受けている県民の皆様の暮らしや事業を維持していくため、さまざまな緊急対応策を実施しております。

このような中、新型コロナウイルス感染症対策の取組を進める上での課題につきましては、別途取りまとめた提案をまいります。

また、国におかれましては、全世代型社会保障制度の構築に向けて、消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取組の継続を推進していくこととされております。

こうした中、本県といたしましても、

- ・急速に開発が進むデジタル化社会の到来へ向けて、先端技術やビッグデータを活用して様々な社会課題の解決と県勢発展を目指す「デジタルトランスフォーメーションの推進」
- ・社会で活躍する人材の育成、子供の健やかな育ちを支える環境の充実などによる「希望をかなえるための後押し」

といった、経済成長や人材の育成など、これまでの取組によって現れてきた成果や、新たに育ちつつある成長の芽を県民の皆様にご実感いただけるよう、「欲張りなライフスタイルの実現」に向けて、更なる成果の獲得に向けて取り組んでまいります。

本県のような施策の推進に向けて、喫緊の課題で国との連携・協力が不可欠な事項等について提案をいたしますので、令和3年度政府予算の編成及び施策の決定に当たり、格別の御理解・御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月

広島県知事 湯崎 英彦
広島県議会議員 中本 隆志

1 創造的復興による新たな広島県づくり ～平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン～

復旧・復興に向けて

- 平成30年7月豪雨災害で被災された皆さまの一日も早い日常の回復が図れるよう、復旧・復興プランに基づき、
「安心を共に支え合う暮らしの創生」 「未来に挑戦する産業基盤の創生」
「将来に向けた強靱なインフラの創生」 「新たな防災対策を支える人の創生」
の4つの柱により、速やかな復旧・復興に全力で取り組んできた。
- こうしたなか、
 - ・ みなし仮設住宅等、仮住居住まいの方がピーク時の約1,300世帯から368世帯にまで減少
 - ・ 被災者の生活再建に向け、5,000を超える対象世帯全てに対して、個別支援計画を策定
 - ・ 全国最多の4万7329か所の土砂災害警戒区域の指定を完了するとともに、避難行動の分析結果等も踏まえ、ソフト・ハード両面からより効果の高い被害防止策を推進するなど、復旧・復興に向けた動きは着実に進んでいる。
- しかしながら、被災前の状態よりさらに良い状態に力強く押し上げるための創造的復興を成し遂げるためには、中長期的な視点に立った更なる取組が必要である。
- このため、国において、本県の目指す創造的復興が実現できるよう、適切な対策を講じるとともに、財政面等において、これまで以上の後押しを行うよう強く要望する。

1 創造的復興による新たな広島県づくり ～平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン～

創造的復興

『創造的復興による新たな広島県づくり』が、県内各地で進展中

安心を共に支え合う暮らしの創生



地域共生社会プラットフォーム

地域共生社会の実現に向けて、どのような手法が効果的か、モデル事業を通じて検証

未来に挑戦する産業基盤の創生



事業承継事例集

地域にとって大切な会社や事業を残すため、事業承継のモデルとなる取組事例集を作成

将来に向けた強靱なインフラの創生



災害関連緊急砂防事業

被災前の構造にこだわることなく、被害の発生の要因を踏まえた工法の選定等により、強靱なインフラを整備

新たな防災対策を支える人の創生



自主防災組織の訓練

県内の各地域で防災活動をリードする自主防災組織の強化やその中心となる人材育成が拡大

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(1) 被災者の生活支援・再建

国への提案事項

災害救助法及び被災者生活再建支援制度等の見直し

- 応急仮設住宅の供与期間は発災から2年となっているが、災害関連事業の進捗の状況により、住宅の再建が困難となる被災者がいることから、応急仮設住宅の供与期間の延長に係る財政措置を行うこと。
- 全壊から大規模半壊まで対象となっている被災者生活再建支援制度について、半壊・一部損壊を支給対象とすること。
- 心身の手厚いケアのため、戸別訪問による健康管理・精神保健活動やDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）について、災害救助法の対象とするなど、柔軟な運用を行うこと。
- 避難所生活を余儀なくされる被災者の心身の負担を軽減するため、避難所になり得る公共施設の環境整備（クーラーの設置、トイレの洋式化等）に対する財政措置を行うこと。

【提案先省庁：内閣府、文部科学省、厚生労働省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(1) 被災者の生活支援・再建

現状/広島県の取組

【災害救助法】

○救助範囲が避難所の避難者に限定されており、在宅の避難者は対象外となっている。

○法の適用(平成30年7月豪雨災害)

適用日	平成30年7月5日
適用地域	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町
救助内容	避難所の設置、応急仮設住宅の供与、食料・飲料水・生活必需品の給与、医療、住宅の応急修理等

【被災者生活再建支援制度】

○過去の災害において、被害の件数の多い、半壊及び一部損壊世帯が支給対象となっていない。(被災者生活再建支援法第3条2項)

年度	全壊	半壊	一部損壊	計
平成26年 広島市土砂災害	179棟	217棟	189棟	585棟
平成30年 7月豪雨災害	1,162棟	3,628棟	2,166棟	6,956棟

※令和元年7月3日現在

課題/目標

【災害救助法】

- 被災者に対して、心身の手厚いケアを行うため、
 - ・ 自宅や応急仮設住宅等の被災者への支援(戸別訪問による健康管理・精神保健活動など)を救助の対象に追加
 - ・ 避難所になり得る公共施設の環境整備(クーラーの設置、トイレの洋式化等)に対する財政措置
- 応急仮設住宅の供与期間の延長及び延長に伴う財政措置

【被災者生活再建支援制度】

- 全国知事会の試算では、半壊の場合280万円程度、一部損壊の場合200万円程度の修繕費がかかっており、「生活基盤に著しい被害」が生じていることから、一部損壊世帯まで支給対象の拡大が必要

令和2年度概算要求等の状況

- ◆防災対策の充実(災害復旧・復興)(内閣府)
54億円(前年度比101.6%)

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(2) 住民の主体的な避難を促す取組の推進

国への提案事項

住民の主体的な避難を促す取組の推進

- 国において、警戒レベルの導入が住民に浸透するよう、更なる周知を行う等、住民の早めの避難行動につながる取組を強化すること。
- 指定緊急避難場所・指定避難所の開設や運営費用に係る国の財政措置等、住民の主体的な避難を促す取組について、継続的な支援制度を創設すること。
- 土砂災害警戒区域の指定や浸水想定区域の見直しなどに伴うハザードマップの更新・周知に係る取組について、国の財政措置の更なる充実を図ること。

【提案先省庁：内閣府、総務省、国土交通省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(2) 住民の主体的な避難を促す取組の推進

現状／県の取組状況

- 住民主体の避難行動等を支援する防災情報の提供
国の避難ガイドラインの改正に伴い、県のガイドラインを早急に改正するとともに、市町のガイドラインの改正支援を行い発令基準の統一を行った。
- 避難行動等の研究を踏まえた取組
県民の避難行動とその理由などを調査し、防災や行動科学等の専門家による調査・分析を実施し、避難所について次のことが示唆された。
 - ・災害当日の収容人数、駐車場の空き情報、避難場所までの経路の安全性などの情報発信を通じて、災害当日の避難場所に関する適切な情報を知らせることが必要。
 - ・指定避難場所にこだわらない、避難場所(商業施設やホテル、親せきの家)を複数確保するよう、促すことが必要。
- 「基礎調査実施計画」に基づく土砂災害警戒区域等の指定が令和2年3月26日に完了
今後、土砂災害警戒区域等の認知度を更に向上させるため、小学校区ごとに「土砂災害警戒区域等を示した標識」を設置し、地域住民が土砂災害のリスクを意識し、伝承や防災学習などに活用するよう働きかける。

課題

- 住民の警戒レベルや避難情報に関する理解や、警戒レベル相当情報の周知が十分ではない。また、災害時の情報伝達の取組や位置づけが十分ではない。
- 住民に早めの避難行動を促すためには、市町が指定緊急避難場所・指定避難所を早めに開設する必要があるが、近年、大規模災害の頻発化に伴い、開設や運営費用の増加が懸念される。
- 市町村はハザードマップの配布その他必要な措置を講じなければならない(土砂災害防止法第8条第3項、水防法第15条第3項)ため、ハザードマップの更新など、住民の主体的な避難を促す地方自治体の施策に対する国の更なる財政措置が必要である。

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 復旧・復興を支えるリソースの確保・充実

国への提案事項

消防防災ヘリコプターの運航体制の強化

- 消防防災ヘリコプターの2人操縦体制による安全運航のため、航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講じること。
- 2人操縦体制の導入に要する経費について、十分な財政措置を行うこと。

【提案先省庁: 消防庁, 国土交通省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 復旧・復興を支えるリソースの確保・充実

現状／県の取組状況

- 広島県防災航空隊は、操縦士1名、整備士1名、救助隊員4名の6名体制を基本として運航
救助隊員4名は市町消防の職員
操縦士及び整備士は民間へ委託
- 運航受託企業(中日本航空株式会社)の操縦士は防災航空隊への常駐操縦士1名と、交代操縦士4名を登録
- 操縦業務等の分担やCRM(クルー・リソース・マネジメント)※に必要となる実施マニュアルは整備していない。
- 消防庁は、H29年3月、H30年8月の防災ヘリコプターの相次ぐ墜落事故を受け、その安全性の確保のため、各自治体に対し、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」を勧告し、2人操縦体制、CRMの計画的導入、操縦士の訓練、運航安全管理者の配置等を求めている。

●操縦体制

2人体制	23団体
1人体制	32団体

●運航体制

自主運航	19団体
委託運航	34団体
混合	2団体

課題

- 消防防災ヘリコプターは、全国55団体において75機が運用されているが、高度な技術を有した操縦士の不足等により、多くの団体で2人操縦体制確保が困難な状況である。さらに、今後、ベテラン操縦士の大量退職が見込まれており、操縦士の養成・確保が喫緊かつ重要な課題となっている。
- 2人操縦体制を導入する場合、運航受託企業において、常駐操縦士が2名、交代操縦士が6名必要となり、消防防災ヘリコプターに充てられる操縦士が圧倒的に不足している。
- 2人操縦体制の導入に要する経費について十分な財源措置がなされていない。

【必要経費】

1人操縦体制の場合	1.1億円／年
2人操縦体制の場合	1.5億円／年

※クルー・リソース・マネジメントとは

チームメンバーの力を結集して安全運航を達成するために、対人関係や協調性などを専門的技術として訓練で身につかせ、チームの業務遂行能力を向上させること。

1 創造的復興による新たな広島県づくり

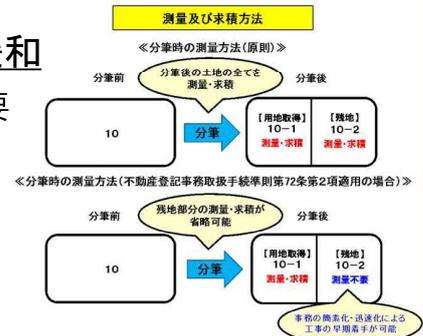
(4) 登記手続の緩和及び適正な土地管理のための取組の推進

国への提案事項

1 災害関連事業における不動産登記法取扱いの緩和

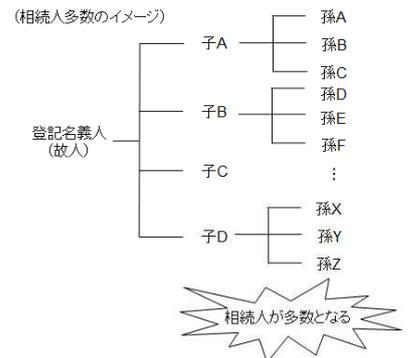
災害関連事業※については、迅速に事業を進める必要があることから、不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項を一律に適用し、用地を取得しない土地(残地)について、測量等を省略できるようにすること。

※災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、災害復旧助成事業



2 「所有者不明土地問題」に関する検討・制度化

法務省において手続が進められている民法及び不動産登記法等の改正について、相続登記の義務化など、所有者情報を円滑に把握できるよう、引き続き検討を進め、すみやかに結論を得て制度化すること。



【提案先省庁:法務省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(4) 登記手続の緩和及び適正な土地管理のための取組の推進

現状

1 災害関連事業における不動産登記法取扱いの緩和

- 公共事業に必要な土地を取得する際に分筆を要する場合、不動産登記規則により、原則として分筆後の土地についても測量する必要がある。
- 不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項には、分筆前の土地が広大な土地であって、分筆後の土地の一方がわずかであるなど特別な事情があるときに限り、分筆後の1筆(通常は残地)について、測量等を省略することが可能とされている。
- ただし、「広大な」、「特別な事情」などの条件について法令等で明確に定められていないため、事案ごとに法務局と協議しながら進めている。

2 「所有者不明土地問題」に関する検討・制度化

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用のニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加しており、今後、相続機会が増加する中で、所有者不明土地も増加の一途をたどることが見込まれる。
- これらの所有者不明土地は、公共事業において、所有者の特定に多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっている。
- 国においては、所有者不明土地問題の解決に向け、相続登記の義務化など、民法、不動産登記法の見直しや、登記簿と戸籍等を連携するための方策の検討が行われ、2020年までに制度改正の実現を目指している。

課題

1 災害関連事業における不動産登記法取扱いの緩和

- 特に、平成30年7月豪雨災害では、県内の広範囲で土砂災害が多数発生し、膨大な災害関連事業を迅速に実施する必要が生じているが、被災箇所の多くは、地形が急峻であり、一筆の面積が広大な土地もあることから、境界確定や測量に時間を要している。
- 不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項が適用されれば、測量業務等の一部を省略することが可能となるが、事案ごとに事前協議が必要であり、また、その取扱いが異なるなど統一が図られていない。

2 「所有者不明土地問題」に関する検討・制度化

- 相続が生じても登記が行われていない土地については、相続調査に多大な労力が費やされ、相続人の中には遠方居住者が発生することから、連絡調整等に時間を要するなど、事業推進の隘路となっている。

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(5) 公共土木施設等の強靱化

国への提案事項

1 インフラ強靱化のための財政措置及び技術的支援

- インフラの強靱化を着実に進められるよう、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の実施後においても、地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置(緊急自然災害防止対策事業債)の継続を含め、同様の措置がなされるよう配慮すること。
- 平成30年7月豪雨災害による被災地の一日も早い復旧・復興に向け、改良復旧事業等に引き続き取り組む必要があることから、これらの取組に対する財政措置・技術的支援を行うこと。

2 土砂災害箇所等の早期復旧と再度災害防止の推進

- 平成30年7月豪雨災害では、県内の広範囲で土砂災害が多数発生しており、早期の復旧と再度災害防止を推進するため、県が行う砂防激甚災害対策特別緊急事業等の推進、直轄による特定緊急砂防事業等の推進について特段の配慮を行うこと。

災害復旧事業

災害復旧 (決定額)	[県事業] 2,550箇所630億円 [市町事業] 2,930箇所355億円(広島市を除く)
---------------	---

土砂災害防止施設等

砂防 (激特事業等)	[国直轄] 広島西部山系直轄砂防事業区域内 (広島市安佐北区口田南等4地区) 県からの要望を受け実施する地区 (呉市天応等5地区) [県事業] 坂町小屋浦等125箇所
治山対策	[県事業] 呉市安浦町中畑外175箇所

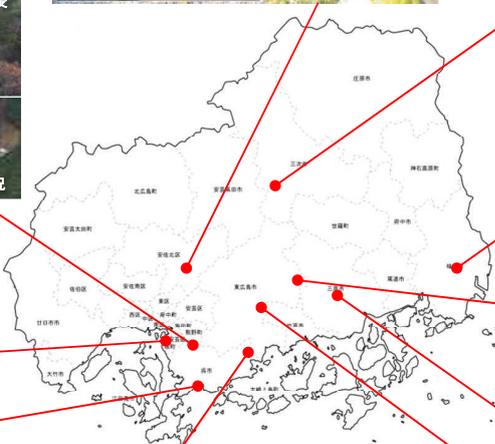
改良復旧事業等

道路	(主) 呉環状線 災害関連事業
河川	[県事業] 二級河川沼田川水系沼田川等 河川激甚災害対策特別緊急事業 一級河川太田川水系三篠川 災害復旧助成事業 [市町事業] 普通河川 西福地川 災害関連事業(三原市)
砂防	[県事業] 二級河川瀬野川水系ひよき川 災害関連事業

【提案先省庁:財務省, 農林水産省, 国土交通省】

平成30年7月豪雨災害 主な対応状況

区分	箇所数	R2.4月末の状況
災害復旧	2,550	918箇所完成
緊急事業	砂防	85 14箇所完成
	急傾斜	26 17箇所完成
	治山	59 8箇所完成
改良復旧	道路	1 工事中(R2年度完成予定)
	河川	2 工事中(R4年度完成予定)
	砂防	1 工事中(R2年度完成予定)



1 創造的復興による新たな広島県づくり

(6) ため池の総合対策

国への提案事項

1 農業用ため池の総合対策の推進

- 「防災・減災, 国土強靱化3か年(H30~R2)緊急対策」に基づく, ため池の総合対策に係る財政措置を着実に進めるとともに, 令和3年度以降も同様の措置がなされるよう配慮すること。

2 適切な管理・保全のための財政措置

- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に義務付けられた地方公共団体の役割を適切に果たすことができるよう, ため池の箇所数などの実態に即した地方財政措置を講じること。
- また, ため池の利用者による管理が適切に行われるよう「管理者の負担軽減策の検討」や「必要な財政措置」などを行うこと。



【提案先省庁:総務省, 財務省, 農林水産省】

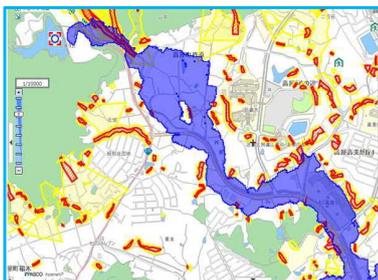
1 創造的復興による新たな広島県づくり

(6) ため池の総合対策

現状/広島県の取組

- 平成30年7月豪雨災害で, 堤体の決壊や損壊等により下流への被害が発生したことを受け, 「ため池の整備・廃止・管理等に関する方針」を策定し, 人への被害のおそれがあるため池は, 全て, 「防災重点ため池」に選定した上で, 次の対策を進めている。
 - 住民の迅速な避難行動につなげるための対策
 - 利用するため池の管理強化と補強対策
 - 利用しなくなったため池の統合・廃止対策

広島県内の農業用ため池 18,938箇所
うち防災重点ため池 7,798箇所(約4割)
※ 全国で2番目に箇所数が多い 令和2年3月末時点



＜利用するため池の補強工事＞

＜迅速な避難行動につなげる対策＞
ため池の位置や決壊時の浸水想定区域の情報を住民に提供することにより, 豪雨時などにおける住民の迅速な避難へ繋げる。

＜利用しなくなったため池の廃止工事＞

課題

- 対策の対象となる箇所が極めて多く, 実態把握に時間を要することに加え, 対策工事への着手には関係者との調整などに期間を要することから, 令和3年度以降も, 地方負担の軽減への配慮が必要である。

【参考】 現行のため池対策に係る地方債

地方債の区分	充当率	交付税措置
公共事業等債	90%	20%
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(令和2年度迄)	100%	(国補)50%(単独)70%

- また, ため池管理者や地方公共団体が農業用ため池の管理及び保全に関する法律で課された義務を適切に果たせるよう, 必要となる農業行政経費の算定においてはため池の箇所数などを考慮するなど, 継続的な財源確保を国の責務として措置していくことが必要である。

- 加えて, ため池の利用者による管理が適切に行われるよう管理者の負担軽減策を検討するとともに, 行政による管理者支援などへの財政措置の充実も必要である。



1 創造的復興による新たな広島県づくり

(7) 水道施設の強靱化

国への提案事項

水道施設の強靱化対策のための財政措置

1 水道事業及び水道用水供給事業

- 緊急対策を進める上で要件緩和がされ、対象施設が増える中、R3年度以降も引き続き強靱化対策事業を実施する必要があるため、財政措置を講じること。

2 工業用水道事業

- 緊急対策を進める上で要件緩和がされ、対象施設が増える中、R3年度以降も引き続き強靱化対策事業を実施する必要があるため、財政措置を講じること。
- 強靱化事業について、一般会計からの繰出基準の拡大及び地方交付税による財政措置を行うこと。

【提案先省庁：総務省，厚生労働省，経済産業省】

課題

- 平成30年7月豪雨災害をはじめ、全国で記録的な豪雨災害が頻発しており、災害や事故等に強い水の安定供給体制を早急に構築する必要がある。
- 強靱化対策事業に係る費用は多大であり、投資の増大による経営への負担は、県民や企業への料金転嫁につながる。
- 国の防災・減災、国土強靱化のための集中的な対策期間(H30～R2年度の3年間)が、R2年度で終了するが、その期間終了後も引き続き、強靱化対策を実施する必要がある。

1 創造的復興による新たな広島県づくり (7) 水道施設の強靱化

広島県の取組

【県営水道】

- 平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、全ての水道施設の被災リスクを改めて洗い出し、必要な対策を実施することで、災害や事故等に強い水の安定供給体制を構築する「県営水道施設の強靱化対策事業」を実施している。
- 強靱化対策として、「浸水対策」、「水管橋対策」、「地震対策」等を実施しており、令和3年度以降も継続して対策をすることとしている。

＜浸水対策：外周壁や水密化等による防護＞



参考(国の予算及び国庫補助制度等)

区分	内容						
水道	予算	水道施設の緊急点検対策(全国枠) R元補正：214億円，R2当初：211億円					
	厚生労働省 国庫補助	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱 ・要件緩和により、昨年度までの対象要件(1事業体1浄水場のみ)から、断水の影響が大きい取・浄水場や対策の計画のある取・浄水場の下流の配水池・ポンプ場に対象が拡大された。 ＜強靱化対策が必要な箇所数(県営：R元～)＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>取水場</th> <th>浄水場</th> <th>送配水施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>5</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ R2までの採択は1浄水場，1取水場</p>	取水場	浄水場	送配水施設	3	5
取水場	浄水場	送配水施設					
3	5	17					
工業用水	予算	防災・減災、国土強靱化対策(全国枠) R元補正：7億円，R2当初：10億円					
	経済産業省 国庫補助	工業用水道事業費補助金交付要綱 ・要件緩和により、昨年度までの対象要件(施設の更新・耐震対策)に浸水対策と土砂災害対策が加わった。 ＜強靱化対策が必要な箇所数(県営：R元～)＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>更新</th> <th>耐震</th> <th>新設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17</td> <td>7</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	更新	耐震	新設	17	7
更新	耐震	新設					
17	7	10					
繰出金	総務省	平成31年度の地方公営企業繰出金について(通知) ・上水道事業の緊急点検対策(国庫補助対象)は繰出対象であるが、工業用水道事業は対象外である。					

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

概要

- AI, IoT, ロボティクス等のデジタル技術やビッグデータを活用したデジタルトランスフォーメーションと呼ばれる潮流が到来している。この潮流は、日本のどこからでも世界とつながって仕事ができ、日本のどこでも教育や医療など必要なサービスを利用できるなど、産業構造やビジネスモデル、働き方・暮らし方、生活スタイルそのものに変革をもたらすとともに、社会をより便利で快適に、豊かに変える可能性を秘めている。
- 本県においても、この潮流を、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上や競争力強化といった経済発展と、人口減少・少子高齢化に伴う労働力不足や地域活力の低下などの社会課題の解決の双方を実現する好機として捉え、持続可能な社会の実現につなげていく必要がある。
- このため、令和元年7月に広島県庁に全部局を横断するデジタルトランスフォーメーション推進本部を設置し、「スーパー・スマート 広島県」を目指す姿として掲げて、取組を進めているところである。
- 本県の目指すデジタルトランスフォーメーションが実現できるよう、国においては、必要な環境整備やこれに取り組む地方自治体や企業等に対して必要な支援を行うなどして、デジタルトランスフォーメーションを力強く推進していただきたい。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

概要

広島県のデジタルトランスフォーメーション推進方針

「仕事・暮らしのデジタル化」、「地域社会におけるデジタル化」、「行政のデジタル化」を3つの柱で推進するとともに、これらの基盤となる人材育成と官民データ連携の構築に向けて取り組む。

仕事・暮らしのデジタル化

- 官民が連携して社会課題を解決
- 県内産業の生産性向上・競争力強化

地域社会におけるデジタル化

- 中山間地域をはじめとする地域課題の解決
- 都市の機能・サービスの効率化・高度化

行政のデジタル化

- インフラの整備・維持管理、防災・減災などの行政サービス等のデジタル化を進め、県民の利便性を向上
- 行政の内部業務の効率化

人材育成・集積

官民データ連携

DX推進を支える基盤

国への提案事項

1 地域におけるDX人材の育成・確保に関する支援

- デジタル技術やデータ活用による課題解決やビジネス創出に精通した専門人材の派遣，専門人材を確保する際の経費に対する財政的支援など，地域におけるDX人材の確保に関する支援を拡充すること
- DX人材の育成・確保に取り組む地方自治体や企業に対する支援を拡充すること
 - ・ デジタル技術の動向やデータ活用に関する事例等の共有・発信の強化
 - ・ DX人材育成のためのプログラムや教材の開発・提供
 - ・ 地域における講習会等への講師派遣や開催経費等に対する財政的支援の拡充

【提案先省庁：内閣府，総務省，経済産業省】

広島県の取組

- デジタル技術を活用したオープンな実証実験の場「ひろしまサンドボックス」の構築や「ひろしまサンドボックス推進協議会」の活動を通じたデジタル人材の育成・集積。
- 「広島大学デジタルものづくり教育研究センター」を中心に，産学金官が一体となって，県内産業のデジタル化を担う人材を育成。

課題

- デジタル技術を安全かつ円滑に導入・活用できる人材や，新たな製品・サービスの創出や異分野連携の核となる人材等が不足。
- 県民全体のデジタル技術やデータ活用の理解の底上げを図るとともに，地域においてDXを担う人材を育成することが必要。

国への提案事項

2 Society5.0の実現を支える情報通信インフラの確保に関する支援

- 通信事業者に対し，光ファイバ網の未整備地域の早期解消，5Gサービスの早期提供及びサービス提供開始予定の公表を促すこと
- 通信事業者による情報通信インフラの整備・維持管理・更新が見込めない地域における整備費用や維持管理・更新費用に対する財政的支援の拡充，通信事業者への譲渡に関するルール整備など情報通信インフラの確保に必要な支援を講じること
- Society5.0時代を見据え，ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとすることを含め，情報通信インフラの確保の在り方について必要な制度整備等を行うこと

【提案先省庁：内閣府，総務省】

広島県の取組

- 光ファイバ網の未整備地域や公設情報通信インフラの維持管理・更新が負担となっている地域が存在。
- 5Gは，地域課題解決に必要な情報通信インフラとして，都市部だけでなく，中山間地域や離島などにおいても早期整備が期待。

課題

- 光ファイバ網の未整備地域においては，整備費用が高額であるため整備が進まない。
- 公設インフラの維持管理・更新費用が自治体の財政を圧迫。維持管理・更新費用が高額であるため，民間事業者への譲渡も困難。
- 通信事業者の提供する5Gサービスの提供開始予定が公表されておらず，地域におけるDXの計画策定が行いづらい。

国への提案事項

3 スマート自治体^{※1}の推進に関する支援

- 行政手続のオンライン化について、国の行政手続と合わせてオンライン化を行うことが合理的であるものについては、国が主導して取組を進めること
- 自治体クラウド導入や情報システムの共同利用、情報セキュリティクラウドの更新に必要な経費に対する財政的支援や推進方針などの情報の早期提供を行うこと
- 市町村の支援を行う都道府県に対し、財政的支援を講じること

※1 AIやロボティクス等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体 【提案先省庁：内閣府，総務省】

広島県の取組

- 行政手続のオンライン化に向けた取組を推進
- 自治体クラウドの導入、情報システムの共同利用に向けた取組を推進。
- 平成28年度に総務省の補助金を活用して情報セキュリティクラウドを構築。

課題

- 行政手続の棚卸等の作業が膨大。
- 自治体間で情報システムの更改時期や業務プロセスが異なり、調整事項が多岐にわたる。
- 共同利用を段階的に行う場合、先行実施自治体に対する財政的支援がない。
- 県が市町に助言等を行う際に必要な経費に対する支援が不十分。
- 令和3年度末に情報セキュリティクラウドの契約期間が5年を経過するため、早急に今後の方針を決定することが必要。

国への提案事項

4 企業DXの推進に関する支援

- 企業等のDXに関する理解を醸成するため、企業等がDXを推進する際に参考とする優良事例やガイドライン等の提供・発信や講演会・講習会等を実施すること
- 中小企業等におけるデジタル技術の導入による生産性向上支援に加え、中小企業等におけるデジタル技術やデータ活用への理解を促進するため、デジタル技術の動向や優良事例等の共有・発信、講習会の実施などの支援を講じること
- 地域企業等に対してDXの理解醸成や取組支援を行う地方自治体に対し、人的・財政的支援を講じること

【提案先省庁：内閣府，経済産業省】

広島県の取組

- 企業等がデジタル技術やデータを活用して新たな付加価値を創出できる環境を整備。
 - ・ 講演会の開催やIoT活用の支援，eラーニングカリキュラムの開発
 - ・ ものづくりのデジタル化を担う人材の育成
 - ・ デジタル技術やデータ活用のノウハウを持つ企業・人材の集積

課題

- 実証事業を行うなどデジタル投資を行うもののビジネス変革には至っていない。
- デジタル技術の導入による生産性向上に取り組めていない中小企業等も存在。デジタル技術やデータ利活用に対する理解を促進する支援が不十分。

国への提案事項

5 スマートシティ^{※2}・スーパーシティ^{※3}の実現に関する支援

- スマートシティ・スーパーシティの実現に向けて取り組む地方自治体に対し、実証・実装事業の支援に加え、職員向けの研修やアドバイザーによるコンサルティングなど、計画策定や合意形成における支援を講じること
- 「スマートシティ官民連携プラットフォーム」において、スマートシティの推進方針、支援策、先行事例等を整理し、適時の発信に努めるとともに、スマートシティ実現に取り組む地方自治体と、企業や大学・研究機関等のマッチング機能を強化すること

※2 都市の抱える諸課題に対して、デジタル技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理、運営等)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区

※3 物流、支払い、行政、医療・介護、教育等の複数の領域にまたがるスマートシティ

【提案先省庁：内閣府，総務省，経済産業省，国土交通省】

広島県の取組

- 県内の複数の市町においてスマートシティ・スーパーシティの実現に向けた取組が進められており、市町の取組を県も支援。

課題

- 地域のニーズを踏まえた計画策定やステークホルダーとの調整などの合意形成が難航し、実証事業は行うものの実装に至らない。
- 依然として各府省による支援策が縦割りであり、目指すべきスマートシティの姿の検討や支援策の活用がしづらい。

国への提案事項

6 官民が良質なデータを活用できる環境の整備に関する支援

- データ保有者であり、データを活用する者となりうる住民や民間企業、地方自治体がデータ流通環境の整備の重要性を理解する機会を積極的に設けること
- 地方自治体職員向けに、オープンデータ推進に必要な知見・技術を習得する研修に加え、オープンデータの意義・効果を理解する研修を実施するとともに、推奨データセットを拡充し、活用を推進すること
- データ流通・活用ルール等の検討にあたっては、検討状況を可能な限り公表するとともに、地方における取組も参考とすること

【提案先省庁：内閣府，総務省，経済産業省】

広島県の取組

- 県及び市町におけるオープンデータを推進。
- ひろしまサンドボックスにおいて、異分野間のデータ連携による新ビジネス・サービス創出を目指すデータ連携環境の構築に向けた実証事業を実施。

課題

- 職員の理解が進まないため、オープンデータに向けた取組にリソースを割くことができない。
- ステークホルダー間における流通させるデータの選定、データの管理・流通のルール等の構築に向けた協議が難航。

2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

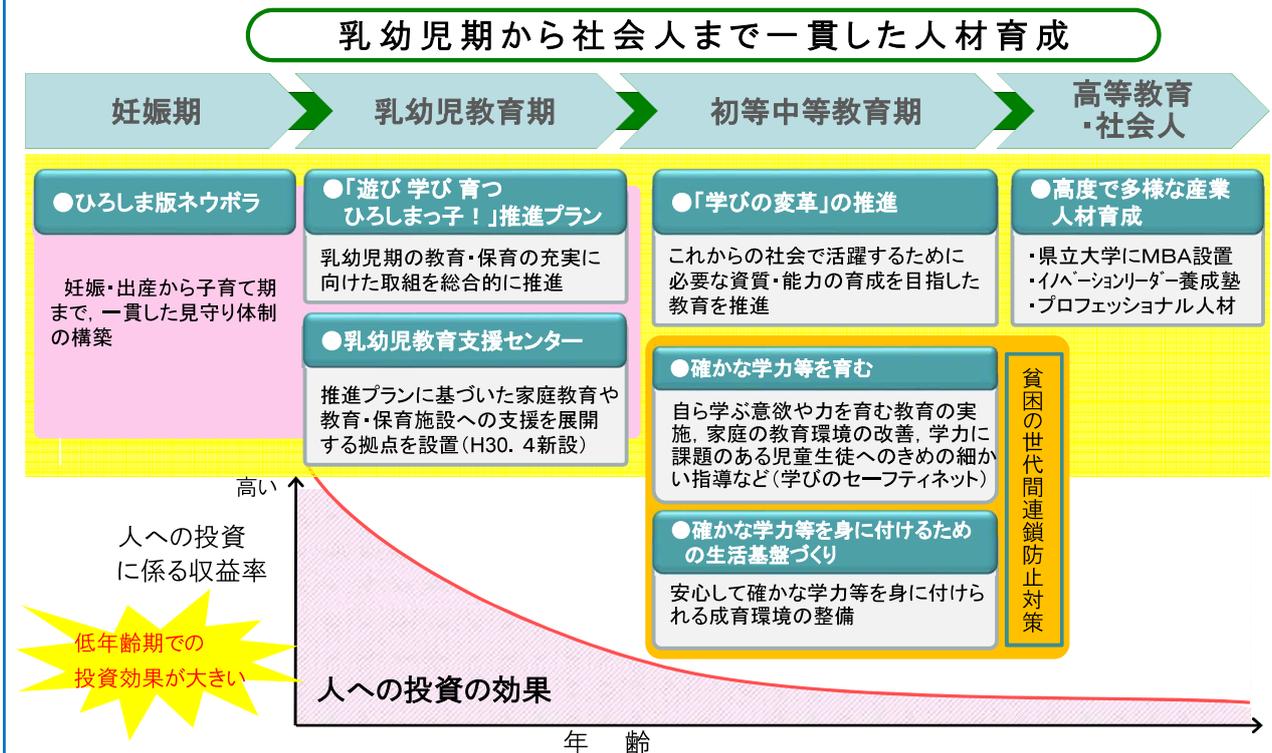
広島県の「人づくり」

- 日本が将来にわたり、さらなる活力と競争力を創出していくためには、一人ひとりが持っている能力を最大限に開花させるとともに、未来を担う子供たちが次なる時代を切り拓く資質・能力を身につける環境を創り出していかなければならない。
- 特に、乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成や、小学校以降の教育の基盤を培う大変重要なものであるため、『安心して預けられる受け皿の確保』『乳幼児期の教育・保育の質の向上』を図る必要がある。
- 更に、人的投資の中でも、就学前教育や初等教育などライフサイクルの早い時期における教育投資ほど効果が大きいという研究がある。
- こうした中、本県では、乳幼児期から大学・社会人までを見据え、「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」を育成すべき人材として掲げ、一貫した取組を推進している。
- また、全ての子供たちが家庭の経済的事情にかかわらず、その能力と可能性を最大限高めることができるよう、学びのセーフティネットの構築や、確かな学力等を身に付けるための生活基盤づくりを地域社会で支える仕組みの整備などの推進により、貧困の世代間連鎖を断ち切ることが必要である。
- こうした認識に立ち、国においては、地方と連携して、人づくりに係る施策を力強く推し進めていただきたい。

2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

広島県の施策体系



国への提案事項

1 妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポート体制の構築

(1) ひろしま版ネウボラ構築の推進

- 全ての子育て家庭との傾聴・対話を基本とした丁寧な面談により、信頼関係を構築し、必要に応じて適切な支援につなげる体制を構築するため、財政措置の拡充を図ること。

(2) 子供の予防的支援の推進

- 市町において子供の育ちに関する様々な情報を連携することにより、支援を要する子供の把握や効果的な支援につながる仕組みの構築が行われるよう財政的支援の充実を図ること。

2 幼児教育・初等中等教育に係る質的向上と量的拡大

(1) 保育士・幼稚園教員の確保

- 無償化によるニーズの増加に対応するため、保育士及び幼稚園教員を安定的に確保できるよう、平均給与が全産業平均レベルになるよう更なる処遇改善を実施すること。
- 幼児教育の質を向上させるため国の責任で、私学助成の対象となる幼稚園に対しても、保育所等における処遇改善と整合を図るスキームを構築すること。

国への提案事項

(2) 自然保育に対する国制度の創設及び財政支援

- 自然を活用した幼児教育・保育における新たな認可制度(又は登録制度等)の創設を検討すること。
- 地方自治体が独自の基準により認定・認証することにより、幼児教育・保育の質が一定水準以上に確保された自然保育を行う施設について、幼児教育・保育の無償化と同等の財政措置を講じること。

(3) 児童・生徒と向き合う時間の確保

- 児童生徒が必要な学力を身に付けるためには、充実した指導を行える時間を確保することが必要であることから、教職員定数の拡充や教職員をサポートする職員の配置等を充実すること。

3 学びのセーフティネットの構築

- 家庭の経済状況や児童生徒の学力等に応じた適切な支援を切れ目なく行うため、小学校低学年からの学習のつまずきの解消に向けた、学校における学習環境の整備や、家庭の教育環境の改善、地域の教育環境等の整備に対する支援の拡充も併せて検討すること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，文部科学省，厚生労働省】

2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

広島県の取組

- 本県では、すべての子育て家庭を対象に、「子育ての安心感の醸成」「課題やリスクの確実な把握と早期支援」を目指し、妊娠・出産から子育て期まで、母子保健と子育て支援が一体となったワンストップによる切れ目のないサポート体制である「ひろしま版ネウボラ」の構築を推進している。
- 「ひろしま版ネウボラ」の特徴
 - ・ 身近な地域への拠点整備(日常生活圏域毎)
 - ・ 職員の手厚い配置
(拠点毎に母子保健と子育て支援の専門職のセット配置)
 - ・ 定期面談による全数把握
(妊娠期～0歳期に重点的に実施。3歳までに7回以上。)
 - ・ 医療機関や地域の関係機関との連携体制の構築
 - ・ 産前・産後サポート、産後ケア等のサービス提供
- 県内6市町においてモデル的に実施。効果や課題を整理した上で、全県展開を目指す。(平成29年度～)
- また、ネウボラを含めた子供の育ちに関する様々な情報をもとにAIを活用してリスクを予測し、予測結果を参考にして支援の必要性の判断を行い、最適な予防的支援を継続的に届ける仕組みを構築するため、モデル市町で実証試験を行っている。

～現状の成果等～

- リスクを抱える家庭の把握件数が増加
(前年の約1.8倍。妊娠期は約2倍)
- 定期面談により、利用者の不安感が軽減
(利用者アンケートにより、3～7割程度が軽減したと回答)
- 定期面談後、今後もネウボラ拠点を利用したいと回答した者が9割以上
- 定期面談以外の自発的な相談者数が増加
(前年度の約2倍)

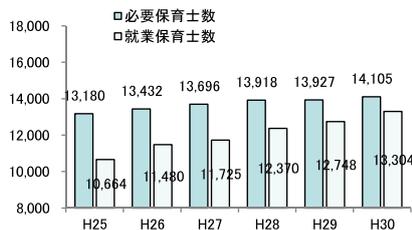
課題

- 「ひろしま版ネウボラ」の取り組みを県内全市町へ展開するための体制確保を行うに当たっては、既存の交付金等の制度では不十分である。
- 市町の保有している情報を部署横断的に活用し、リスクのある家庭の早期発見、早期支援を行うためには、家庭訪問などを行う専門人材の確保、AIの開発、複数の既存システムの連携などの財源が必要となる。

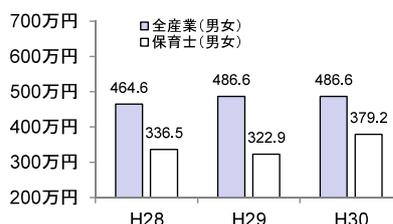
保育士の確保

- 働く女性の増加により保育ニーズが急増し、深刻な保育士不足が生じている。(有効求人倍率は大阪、東京に次いで全国第3位)
- 保育士の給与は改善されているが、依然として全産業平均よりも低額となっている。

<保育士の不足状況(広島県・推計)>



<平均年収の状況(広島県)>



課題

- 無償化の影響により、1・2歳児を中心に保育施設への入所の増加が見込まれ、保育士がさらに必要となる。
- 給与が低額なことにより、保育士への就業が進んでいない。
- 県単独で様々な施策に取り組んでいるが必要保育士数を確保するのは難しい。

自然保育(森のようちえん)



自然保育は、子どもの好奇心や想像力、自己肯定感、主体性、レジリエンス(精神的回復力)等を育む幼児教育として評価を高めている。



広島県においても、平成29年度に「ひろしま自然保育認証制度」を創設

認証団体: 33団体(R元.9.19現在)

森のようちえんとは…

森、里山など野外フィールドでの自然体験活動を基軸とした子育て・保育、乳児・幼少期教育の総称

2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

課題

- 多くの「森のようちえん」は幼児教育・保育の無償化の対象外となっており、今のままでは、
 - ・ 利用者の減少による、経営持続危機
 - ・ 地方の大自然を活用し、子供達の豊かな人間性の育成、心身の調和のとれた発達の基礎を培う取組の大幅な減少等が懸念される。

幼稚園教員の処遇改善

- 平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始され、新制度に移行した幼稚園等は、施設型給付(国・県・市町の義務的経費)として全国一律のスキームで実施され、全額公費で措置されている。
- 一方、新制度に移行していない幼稚園(約5割)の教員に係る処遇改善は、国が平成29年度から補助事業を開始したが、補助要件等は各都道府県で自由に設計するものとなっており、スキーム(補助率, 上限, 事業者負担)がバラバラになっている。
- 本県においては、平成30年度から、国の支援制度を活用して、事業者負担のない2%の補助(月5千円相当)を開始し、令和元年度からは3%に引き上げ(月7千円相当)て実施する等、幼稚園教員の処遇改善に取り組んでいる。

<施設型給付との比較>

区分	施設型給付	私学助成の幼稚園
制度	法定の給付	補助
財政措置等	全額公費負担 (国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4)	国は都道府県補助額の1/2以内を補助
補助要件等	①処遇改善加算Ⅰ 全教職員に6%を一律に支給(月額18千円程度) ②処遇改善加算Ⅱ 技能, 経験等に応じた追加加算(最大月額約40千円)	次の①②以外は、都道府県で自由に制度設計 ※対象は専任教員のみ ①各都道府県が定める「ベースアップの基準」を超える給与改善の実施 ②給与改善が一時的なものではなく後年度にわたり効果が及ぶこと

課題

- 私学助成の処遇改善事業について、助成要件のバラつきが、幼児教育の質のバラつきを生じさせるおそれがある。
- 補助事業は、全額、教員の給与の引き上げに充てられるものであるが、国の私学助成予算の範囲内で実施されるため、財源が不足する可能性がある。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ① Well-to-Wheel評価による取組の加速

国への提案事項

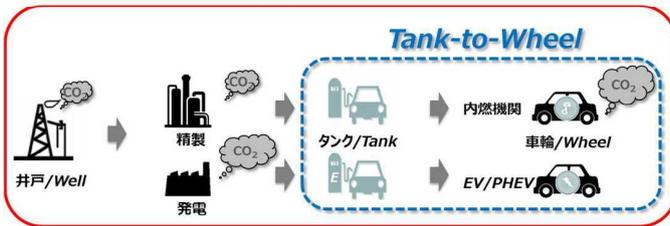
1 内燃機関の重要性について

- Well-to-Wheel評価での地球温暖化対策の全体最適化や国内産業育成を図る観点から、中長期的に大半を占めると予想される内燃機関の一層の高度化について、引き続き支援すること。
- 特に、地球温暖化対策やエネルギーセキュリティの観点から、運輸部門におけるエネルギー源の多様化、低炭素化の有力手段の一つである、藻類由来のバイオディーゼル燃料等について、「カーボンリサイクル技術ロードマップ」に定めるとおり、早期の普及実現に向けた技術開発等を継続的に支援すること。

2 車体課税の見直しについて

- 車体課税については、地方における安定的な財源の確保を前提として、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえ、Well-to-Wheel評価を基準とした自動車ユーザーが納得できる公平・公正な税制となるよう、必要な対策を講ずること。

Well-to-Wheel



【提案先省庁：経済産業省、国土交通省】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

① Well-to-Wheel評価による取組の加速

現状と課題

- 「電気自動車がCO2を全く排出しない究極のエコ車」「電動化＝エコ」や「CO2を排出する内燃機関車は近く消滅する」などの認識もあるが、CO2排出については、Well-to-Wheelサイクルで客観的かつ公正に評価する必要がある。
- Well-to-WheelでのCO2排出量における電気自動車の優位性は各国の電源構成によって大きく異なり、国ごとにベストな対応を行う必要がある。
- また、電気自動車の本格的な普及には、「電池性能の向上」「充電インフラの普及」「充電時間の短縮」「低価格化」など多くのハードルがある。
- このことから、国際エネルギー機関(IEA)は2030年時点での電気自動車のシェアを8%、内燃機関の利用シェアを約9割と予測しており、地球温暖化対策の全体最適化を図る観点からは、内燃機関を高度化するとともに燃料のエコ化を進める必要がある。
- なお、車体課税においても、ユーザーにとって車両の環境性能の評価は客観的・公正に行われる必要があり、そのためには、Well-to-Wheelと実用燃費重視の観点が必要である。

国の取組状況等

【国のエネルギー施策】

- 第5次エネルギー基本計画
(前略)当面堅調な需要が見込まれる軽油については、バイオディーゼル燃料の研究開発動向や世界的な導入動向等を踏まえつつ、今後のバイオディーゼル燃料の導入のあり方を検討していく。
- カーボンリサイクル技術ロードマップの策定
資源エネルギー庁は、研究開発分野を特定し、開発のスケジュール感、克服すべき課題を明らかにした「カーボンリサイクル技術ロードマップ」を策定。(微細藻類バイオ燃料については、2030年をターゲットとした液体燃料の製造技術の一つとして記載)

【新燃費基準の策定】

経済産業省・国土交通省の合同会議において取りまとめられた「乗用車燃費基準等」において、Well-to-Wheel評価及びWTLCモードでの燃費値算定を明記。

【令和2年度与党税制改正大綱(検討事項)】

自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

2 地方創生の推進

(3)地方の産業競争力の強化 ②DMOによる観光地経営の推進

国への提案事項

国のDMO登録制度に関するガイドラインにおいても、条例による特定財源(宿泊税、入湯税等の地方税、負担金)など、DMOの安定的な財源の必要性について言及されているものの、特に活動エリアが県域をまたがる場合には、複数の自治体での意思決定等の調整が煩雑となるなど現実的ではないため、

○ 国際観光旅客税について、観光地経営を実際に行っているDMOを含む地方の観光振興施策に、自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を継続的に地方に配分すること

○ 広域連携DMOが、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、法的枠組みを整備すること

具体的には、複数の自治体にまたがる海外DMOで取り入れられている、TID制度を参考に、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、次の点を踏まえて制度改正を行うこと

- ・ 地域来訪者等利便増進活動計画(以下「活動計画」)の認定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付等の事務について、活動エリアが自治体の区域をまたがる場合には、地域の実情に応じて都道府県又は地方公共団体の組合が行えるよう制度を拡充
- ・ DMOの中長期的な施策展開にも制度を活用できるよう、更新手続きを規定

【提案先省庁：内閣府、観光庁】

2 地方創生の推進

(3)地方の産業競争力の強化

②DMOによる観光地経営の推進

現状

○ 国においては、世界水準のDMOの形成・育成に取り組んでおり、DMO^(※1)を核とする観光・ブランドづくりを推進

※1：日本版DMO：150法人、日本版DMO候補法人：117法人が登録を受けている。(2020年1月14日現在)

○ (一社)せとうち観光推進機構や(一社)山陰インバウンド機構等の広域連携DMOが、自治体や観光関連事業者等と連携した取組を推進しており、エリア内の外国人延べ宿泊者数が増加

◆広域連携DMOが事業を取り組むエリアの外国人延べ宿泊者数の推移

広域連携DMO名	対象エリア	外国人延べ宿泊者数(人)		伸び率(%)
		2015年	2019年(速報値)	2019年/2015年
(一社)せとうち観光推進機構	兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛	2,603,250	4,289,480	164.8%
(一社)山陰インバウンド機構	鳥取・島根	146,380	255,340	174.4%
【参考】全国数値	47都道府県	65,614,600	101,434,710	154.6%

(出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」)

○ 「国際観光旅客税」の徴収が開始(2019年1月)され、観光庁では2020年度は約511億円の予算を計上している。DMOへの支援やDMOを核とする施策は、「観光地域づくり法人の改革」として、DMOの人材育成等に対する支援及び各地方運輸局がDMOと連携しながら実施する滞在型コンテンツの造成の取組に充当(2020年度予算7.4億円)されている。

○ 国において、有識者から成る「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」を設置し、中間とりまとめを公表(2019年3月)。とりまとめ等を踏まえ、DMOの登録制度の見直しに着手し、ガイドラインを公表したが^(※2)、広域連携DMOの実情を考慮したものではない。

※2：ガイドラインでは、財源について、「条例による特定財源の確保を目指すことが望ましい」とし、特定財源として地方税(宿泊税、入湯税等)、負担金を挙げているが、活動エリアが複数の都道府県をまたがる広域連携DMOでは、条例化に対する意思決定や調整などの手続が煩雑になり、現実的ではない。
また、地域づくりのための持続的な財源を確保する海外の取組として、税・負担金方式を挙げ、「観光地づくりのための安定的な財源を創出する上では有効な取組と考えられる」とTID制度の活用を示唆しているものと考えられるが、活動エリアが自治体の区域をまたがるDMOの場合は、現行の法制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)の下では、非常に困難。

関係法令の施行

- 国際観光旅客税法が成立し、2019年1月7日から国際観光旅客税の徴収^(※4)を開始

※4: 日本から出国する旅客(国際観光旅客等)から徴収(出国1回につき1,000円)。2020年度は約511億円を予算計上。

◆ 国際観光旅客税法(2019年1月7日施行)

次の3つの分野に国際観光旅客税の税収を充当。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上

- 地域再生法が一部改正され、地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設

◆ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(2018年6月1日施行)

- ① 市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収。
- ② 受益者から徴収した費用を、市町村がエリアマネジメント団体に交付。
- ③ エリアマネジメント団体が活動を実施。

(注) 海外のDMOは、安定的・継続的な運営を行うために、BID制度を活用したTID制度^(※5)の分担金を徴収し、観光地経営を実施。

※5: 先進DMOが多くある米国では157地区で制度を導入し、観光地経営を行っている。

BID: Business Improvement District

主に商業地区において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み

TID: Tourism Improvement District 観光産業改善地区

DMOを初めとする事業者(TID団体)が観光地経営を行うために、エリア内の宿泊事業者の合意の下、宿泊収入から一定割合の賦課金を徴収する制度

課題

● 国際観光旅客税の使途についての課題

- ① 国際観光旅客税の大半は、2020年度においても前年度と同様に国主導の取組(出入国・通関等の環境整備、JNTOによる情報発信、国立公園の環境整備等)に充当されており、観光地経営を実際に担っているDMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部に留まる。
- ② その内容も、人材育成支援といった側面支援的なものや、地方運輸局が実施主体でありDMOの自由度が低いものとなっており、観光地経営を実際に担うDMOの創意工夫を十分に生かせるのとなっていない。

● DMOが安定的・継続的な運営を行う上での課題

- ① 広域連携DMO、地域連携DMOには安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがない。
- ② 事業費は、構成する自治体からの負担金や国費に依存している。
特に、国の財源措置は時限的^(※6)であるため、安定した財源の確保が必要。(※6: 2021年以降未定)
- ③ 構成する民間企業及び行政によるガバナンスは確保されているが、構成員以外はフリーライダーとなる可能性がある。

● DMOが地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する上での課題

- ① 市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントするDMOが本制度を活用する場合、活動計画の認定・負担金条例の制定等に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続きが煩雑になり、実務上困難である。
- ② 計画期間が5年を超えないものに限るため、5年を超える長期的な施策展開への活用ができない。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ③暖冬により観光産業が被っている影響への支援

国への提案事項

暖冬により観光産業が被っている影響に対して、支援策を講ずること

1 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

- 昨冬に続く今冬の暖冬や新型コロナウイルス感染症により、県内のスキー場及び観光関連事業者が大きな影響を受けている中、経営環境のさらなる圧迫を防ぐため、令和3年3月31日に終了予定の、索道事業を営むスキー場がゲレンデ整備に使用する圧雪車、降雪機に使用する軽油の引取に係る「課税免除の特例措置」を延長すること

【軽油引取税の課税免除の特例措置】

軽油の引取り(購入)に対して、1リットルにつき32.1円の軽油引取税が課税されるが、法令に規定された「特定の用途(免税の用途)」に使用する場合は、免除される。

2 スキー場等による地域の自主的な取組への支援策の構築

- 中長期的には、暖冬等の気象要因に関わらず、また、年間を通じた観光誘客につなげるため、スキー場等による地域の自主的な取組への支援策を構築するとともに、その採択等に当たっては、降雪状況を踏まえ、雪不足地域の優先採択、補助率の嵩上げなど、雪不足地域に配慮すること

【提案先省庁：総務省、国土交通省、観光庁】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

③暖冬により観光産業が被っている影響への支援

現状／広島県の取組

- 昨年に続き、今冬の雪不足さらには新型コロナウイルス感染症により、県内のスキー場は大きな影響を受けているほか、今後のスキー場離れも予想される。
- スキー場を始め、観光産業の経営主体の多くは、中小企業であり、被っている影響は大きく、ひいては地域経済への影響も大きい。
【影響例】令和2年3月、西日本最大級のスキー場の運営会社(広島市)が事業を停止
- 国において、国際競争力の高いスノーリゾートを育成するための補助事業の実施を予定しているが、本県のような雪不足に悩む小規模なスキー場の支援を目的とするものではない。
【本県における対応状況】
売上高の減少により経営の安定に支障が生じる中小企業者等に対し、県費預託融資制度による緊急金融支援の実施(R2年2月末現在の利用実績 4件)

課題

- 索道事業を営むスキー場において、ゲレンデ整備に使用する圧雪車、降雪機に使用する軽油に係る軽油引取税が免税となっているが、特例措置が廃止された場合、その影響は非常に大きく、その延長が必要。
- より長期的な視点では、グリーンシーズンに楽しめるコンテンツの開発や環境整備などにより、年間を通じて、また暖冬など気象要因に関わらず、誘客につなげるため、スキー場等による地域の自主的な取組への支援が必要。

<広島県内豪雪地域ごとの降雪の合計> (単位:cm)

年度	H27	H28	H29	H30	R元
八幡	475	493	675	280	113
高野	450	589	609	200	58

<広島県内のスキー場数・営業日数総計の推移>

年度	H27	H28	H29	H30	R元
スキー場数	14	14	13	12	11
営業日数計	847	899	878	540	420

※R1は、暖冬によりオープンできたのは8スキー場のみ。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ④ 農業の競争力強化

国への提案事項

意欲のある担い手による規模拡大や新たな担い手の農業参入が進み、若い世代にとって魅力のある農業が実現に向けた施策を講じること。

1 経営基盤強化に向けた農業農村整備関係予算の確保

- 経営力のある担い手を育成するため、園芸作物の生産拡大や機械導入による柑橘栽培、さらにはスマート農業技術の活用が可能となる、まとまりのある優良農地の集積が促進されるよう、**農業農村整備関係予算(公共・非公共)を確保**すること。
- また、担い手の経営発展の礎となる農業農村整備事業が計画的かつ切れ目なく進められるよう**予算の確保**に努めること。

2 農地中間管理事業に係る農業生産性向上の評価

- 本事業は、農地の集積・集約化のみではなく、水田の畑地化等による高収益品目への転換に大きく貢献しているため、事業評価に当たっては、**農業生産性の向上を加味した新たな評価指標を設定**し、事業効果を適正に評価することにより、**必要な予算を継続的に確保**すること。



【提案先省庁：財務省，農林水産省】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ④ 農業の競争力強化

課題

- 大規模農業団地の整備や水田の畑地化を推進することにより販売額の拡大が図られた。

	農業産出額	左記のうち野菜・果樹
H25	1,125億円	342億円
H30	1,187億円	399億円
増減	+62億円	+57億円

- その一方で、販売額目標の達成に向けては、
・排水対策が不十分であるため単収が低位にある
・作業効率が悪い農地が多く規模拡大しにくい
などの課題があることから、生産性及び収益性の向上のための基盤整備が必要である。



＜水田の排水対策による生産性の向上（暗渠排水，明渠）＞



＜樹園地内の園内道を密に配置することによる生産性の向上＞

現状/広島県の取組

- 重点品目の生産拡大により収益性の高い経営体を育成し、経営力の高い担い手が生産の大部分を占める力強い生産構造への転換を目指している。

【取組の例】

- キャベツは、安定した広島市等の消費地を抱え、また、標高差を生かしたリレー出荷が可能である強みを生かし、県内消費の過半を生産目標として**大規模農業団地の整備と水田の畑地化**に取り組んでいる。



- レモンは日本一の生産量で、皮まで食べられる安心感と、菓子類や飲料など幅広い需要のため、食品メーカーの引き合いも多く、**機械導入などにより効率的な生産が可能となる樹園地の整備**を進め、生産拡大を図っている。



広島県の取組

- 国全体の農地集積目標「担い手に全農地の8割」を達成するため、本県における担い手が利用する農用地の面積目標を、次のとおり設定している。

	令和5年度
耕地面積(①)	56,900ha
うち担い手が利用する面積(②)	26,174ha
担い手への集積率(②/①)	46%

- 中山間地域が約7割を占める本県においては、農地の面的な集積が困難であり、傾斜地では経営の効率化につながらないため、土地生産性の高い園芸品目の導入による経営力の高い担い手の育成を進めている。
- 担い手が農地の借受を希望する地域において、農地所有者の意向確認や貸付可能農地のマッピングを行い、地域で話し合いを進め、優良農地を確保する取組を進めている。
- 農業を産業として自立できる力強い生産構造へ転換していくため、担い手による生産額の割合が8割以上となる生産構造の構築を目指す。

2 地方創生の推進

- (3) 地方の産業競争力の強化
- (4) 農業の競争力強化

課題

- 担い手への農地集積は進んでいるものの、目標との乖離が大きい。

	H25	H30	R2(計画)
(目標)	11,200ha	> 18,600ha	> 22,000ha
(実績)	10,586ha	> 13,097ha	

 (H30目標との乖離▲5,503ha)

- 一方で、農地中間管理機構から担い手に転貸された農地において、収益性の高い園芸品目の生産拡大が進んでいる。

機構による貸付面積	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
目標 (ha)	600	1,200	1,400	1,400	1,400	1,400	7,400
実績 (ha)	380	1,187	978	940	735	405	4,625
うち園芸品目 (ha)	1	30	39	53	75	52	250
割合	0.1%	2.5%	4.0%	5.7%	10.2%	12.7%	5.4%

- 担い手への農地集積の成果を適正に評価するためには、園芸品目の生産による生産性の向上を指標として設定する必要がある。

10a当たりの生産性の比較(H30農業経営統計調査)
 水田30千円に対し、
 野菜 183千円 (6.1倍)
 果樹 193千円 (6.4倍)
 花き 271千円 (9.1倍)

2 地方創生の推進

- (3) 地方の産業競争力の強化
- (4) 農業の競争力強化

農地の生産性向上の評価の考え方

- 令和元年度の農地中間管理事業の実績
 目標 1,400ha
 実績 405.5ha(内野菜45.4ha, 果樹6.2ha)
 達成率 29%
- 農業生産性の向上を加味した実績評価
 水田に対し、野菜6.1倍、果樹6.4、花き9.1倍の生産性
 実績 野菜45.4ha ⇒ 水田276.9haに相当
 果樹6.2ha ⇒ 水田39.7haに相当
 合計 670.5ha ⇒ **達成率が47.9%に向上**
- 園芸品目の借受希望(R2年3月末現在)
 野菜161.2ha ⇒ 水田983.3haに相当
 果樹 23.8ha ⇒ 水田152.3haに相当
 花き 3.5ha ⇒ 水田31.9haに相当
 計 188.5ha ⇒ **水田1,168haに相当**
 集積目標1,400haに対し、
 13% ⇒ **83%に向上**



《高齢化が進む中山間地域の水田地帯》



《収益性の高い園芸品目で担い手を確保》

3 東京一極集中の是正

(1) 企業等の地方移転の促進

東京一極集中の是正

1 危機管理上のリスク

- 新型コロナウイルス感染症拡大に際し、東京一極集中の脆さが浮き彫りになっており、危機管理の面からもリスク分散が改めて認識された。
- また、公表されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震などのM7クラス以上の地震の発生確率は30年以内に70～80%になっている。

■ 想定される主な大規模地震の概要



2 成長の阻害

- 国際競争力を維持するためには、東京に機能を集中させることが必要という意見もあるが、現実には日本の成長率に対する東京の影響度はマイナスとなっている。
- 人口減少や少子高齢化が進展する中、日本が将来にわたって国際競争力を維持し、持続可能な社会を実現していくためには、多様な人材が活躍し、各地でイノベーションが起こり、付加価値と雇用を生み出していく国土を創出していく必要がある。

■ 東京都と46道府県の成長率（短期）



3 東京一極集中の是正

(1) 企業等の地方移転の促進

東京一極集中の是正

【現状/課題①】 大規模災害のリスク

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、政治・経済・文化・観光・スポーツなどの中核施設の過度な集積に伴う経済活動の一極集中は、他の地域を含めた国全体の経済活動にも大きな影響を及ぼすことに繋がる。
- ⇒ 味の素NTCの施設利用停止によるオリンピック・パラリンピック強化選手への影響
- ⇒ 慶應義塾大学や早稲田大学等のキャンパスの閉鎖により、全国約290万人の大学生の内、約75万人に影響

【現状/課題②】 成長力の限界

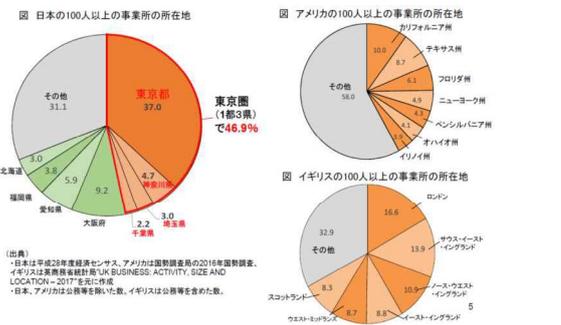
- ・ 東京都市圏のGDPは『世界1位』(2014)だが、1人当たりGDPでは119位であり、モスクワ(99位)よりも低い。
- ・ また、国内におけるGDPの成長率においても、引き下げる要因となっている。

【現状/課題③】 外部不経済の拡大

- ・ 過度な集中により、一日当たりの通勤時間の増大や狭小な持ち家延べ床面積、保育所待機児童数の増加など、外部不経済を発生させている。

■ 世界から見た東京一極集中

世界と比較しても、企業拠点の東京圏への集中は突出している。



■ 外部不経済を招く過度な集中

一日当たりの通勤時間				一住宅当たり延べ面積 (持家)				保育所待機児童数			
都府県	時間 (分)	都府県	面積 (㎡)	都府県	延べ面積 (㎡)	都府県	児童数 (人)	都府県	児童数 (人)	都府県	児童数 (人)
北海道	1.01	北海道	177.02	北海道	109.54	北海道	39				
青森	0.59	青森	173.29	青森	131.13	青森	0				
秋田	0.58	秋田	188.01	秋田	129.40	秋田	0				
岩手	0.58	岩手	182.51	岩手	128.29	岩手	0				
宮城	0.59	宮城	182.04	宮城	129.00	宮城	0				
福島	0.59	福島	181.50	福島	127.84	福島	0				
茨城	0.59	茨城	158.22	茨城	127.56	茨城	0				
栃木	0.59	栃木	156.48	栃木	127.35	栃木	0				
群馬	1.00	群馬	154.80	群馬	125.16	群馬	0				
長野	1.00	長野	154.37	長野	123.06	長野	2				
新潟	1.01	新潟	150.10	新潟	121.53	新潟	2				
富山	1.01	富山	149.22	富山	120.11	富山	9				
石川	1.02	石川	147.43	石川	119.10	石川	0				
福井	1.01	福井	146.37	福井	118.56	福井	0				
山梨	1.02	山梨	144.97	山梨	119.29	山梨	0				
長野	1.02	長野	140.81	長野	114.30	長野	13				
山梨	1.02	山梨	139.86	山梨	110.29	山梨	34				
長野	1.02	長野	138.31	長野	109.54	長野	39				
山梨	1.02	山梨	138.05	山梨	108.36	山梨	41				
山梨	1.03	山梨	136.38	山梨	104.28	山梨	42				
高知	1.03	高知	134.24	高知	101.58	高知	67				
徳島	1.03	徳島	133.85	徳島	95.00	徳島	93				
徳島	1.04	徳島	133.08	徳島	90.89	徳島	94				
沖縄	1.04	沖縄	132.03	沖縄	122.32	沖縄	100				
平均		平均		平均		平均					

社会生活基本調査 (2016) 住宅・土地統計調査 (2013) 保育所等施設状況 (2017)

3 東京一極集中の是正

(1) 企業等の地方移転の促進

国への提案事項

地方への企業等の移転の加速化に向け、企業の意見を踏まえた総合的・抜本的な方策を検討すること

1 移転促進に向けた企業への調査・分析

- 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態の調査を行い、定量的な分析結果に基づき課題を明確にしたうえで、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

2 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
- 企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- 本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

【提案先省庁: 内閣府, 経済産業省, 厚生労働省】

3 東京一極集中の是正

(1) 企業等の地方移転の促進

現状

- 人・モノの東京への過度の集中
 - ・ 全国の事業所の約25%が東京圏に所在。
 - ・ 東京圏(東京, 埼玉, 千葉, 神奈川)への本社移転は2011年以降8年連続転入超過。
- 企業ニーズと施策のアンマッチ
 - ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが、雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めている。
 - ・ 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

課題

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、国が自ら率先し、企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行いながら、成果を挙げていく必要がある。
- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

国の取組状況等

【経済財政運営と改革の基本方針2019】

地方への企業の本社機能移転等の加速に向けて、地方拠点強化税制を含め、総合的かつ抜本的な方策について検討する

【地方拠点強化税制】

令和2年度税制改正内容

- ・ 適用期限を令和4年度末まで2年間延長
- ・ 雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充 ※雇用促進税制の適用に係る上限人数は、法人全体の雇用者数で変更なし
- ・ 地方創生推進交付金との連携